

長野市横断地下道等照明灯 LED 化 ESCO 事業業務仕様書

本仕様書は、長野市（以下「市」という。）が、発注する長野市横断地下道等照明灯 LED 化 ESCO 事業（以下「本事業」という。）を実施するために、事業者が当該業務を履行するために必要な事項を示したものである。

1 業務概要

- (1) 件名：長野市横断地下道等照明灯 LED 化 ESCO 事業
- (2) 事業期間：契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 業務対象

本事業の対象は、市が所管する照明灯（以下「横断地下道等照明灯」という。）とする。なお、横断地下道等照明灯の内訳は別表 1 のとおりとする。既存 LED 照明は本事業の対象外とする。

- (1) LED 更新対象：1,837 灯

3 業務内容

事業者は、現在の設置状況を踏まえ、市と合意した内容で「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号）第 5 条第 2 項第 3 号に規定する省エネルギー改修事業（以下「ESCO 事業」という。）として、自らが行った提案（以下「ESCO 提案」という。）を基に契約を締結する。本事業期間内においては、事業の目的達成のため整備する LED 横断地下道等照明灯（以下「ESCO 設備」という。）を善良な注意義務をもって、以下の各種サービス（以下「ESCO サービス」という。）を提供する。

(1) 現地調査

- ア 所在地、設備形状、管理番号など施工上必要となる各種情報の調査を行う。
- イ 灯具の種類、ワット数、ランプの種類、引込方法（単独、分電盤）、アダプターの有無、点灯時間の調査を行う。
- ウ 灯具以外の設備の劣化状況の調査を行う。また、老朽化が著しく、危険性が高いものについては、市へ報告のうえ、対応について協議する。

(2) 電力契約の照合・電力契約申込

- ア 電力会社と緊密に連携し、横断地下道等照明灯に関する電力契約の調査照合及び現地調査結果の突合を行う。
- イ 電力契約と道路等照明灯との数量相違の把握・整合（道路等照明灯があつて電力契約のないもの、電力契約があつて道路等照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）を行う。
- ウ LED 化に伴う契約変更の申込及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は

減設の申込を行う。

エ 突合調査結果及び新設又は減設申込完了報告書を提出する。

(3) 照明管理システムへとの連携について

ア 市が昨年度の ESCO 事業で導入した照明管理システム（以下、「GIS」という。）への更新（追加）を前提として、データの整備を行う。

イ 項目については、以下のとおりとし、事業者の提案等により管理項目を追加する場合は、市と協議のうえ、決定する。

（ア）管理番号＋施設名

（イ）位置情報（世界測地系）

（ウ）設備概要（灯具種別、メーカー、型番、ワット数）

（エ）電柱番号（共架電柱及び中部電力引込柱番号）

（オ）電力契約情報（契約名義、お客様番号、契約種別、契約容量、契約灯数等）

（カ）写真

(4) ESCO 設備の設置に係る計画・施工及び施工管理

ア 本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

イ 近隣住民や利用者の安全を十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

ウ 作業者の安全と作業負担に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

エ 企画提案書に基づき、施工計画書を速やかに策定し市に示し、市と調整し協議のうえ、施工に着手すること。また、完了時には、施工完了報告書を提出する。

(6) LED 更新対象横断地下道等照明灯の撤去・リサイクル及び廃棄処分

ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定する。

イ 撤去した設備（灯具、電球、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から、原則リサイクルし、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告する。

4 ESCO 設備に関する事項

ア 使用する LED ランプについては、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）など関連する JIS 規格等に適合又は参考としていること。

イ ISO9001 及び ISO14001 を取得している日本国内メーカーの製品とする。

ウ 製品に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

エ 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。

オ フリッカーが発生しないこと又はフリッカー対策をしていること。

カ 入力電圧は、100V から 200V に対応できること。

キ 防塵・防水性能は、IP23 以上とすること。

ク 定格寿命は、40,000 時間（光束維持率 80%未満になった時）以上とすること。

- ケ 設置場所の状況や既設道路等照明灯の仕様を考慮し、照度、グレア、演色、光色及び障害光対策（上方光束比を含む）等の仕様を決定すること。
- コ LED モジュール制御装置が器具内に収納できる構造であること。
- サ 景観や近隣の住環境等に、特に配慮すべき事由がある場合においては、LED ランプの仕様について、別途検討し、市と協議のうえ、決定すること。
- シ 灯具交換を基本とするが、特殊形状の場合は、市と協議のうえ、決定すること。
- ス 「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月、国土交通省）」及び「道路・トンネル照明器材仕様書・同解説 平成 30 年度版（一社）建設電気技術協会」に適合する製品を使用すること。
- セ 前号アに適合していることを証明できる資料を提出すること。
- ソ 既存照明灯と同等程度の照度を確保すること。ただし、現場状況などによって、変更する場合は、市と協議のうえ、決定すること。
- タ 落下防止対策をしていること。
- チ ベースライトはメンテナンス性を考慮し、電源内蔵型 LED（光源部にて交換可能なもの）とし、電源ユニットは光源部に内蔵とする。
- ツ トンネル照明は安全性の観点から不点検知機能を有すること。対象施設は市と協議のうえ、決定とする。
- テ 横断地下道については、停電対策として無停電電源装置を備えた照明とすること、施設毎の設置数は市と協議のうえ、決定する。

5 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 事業期間中の事業者と市の関わり

本業務は、事業者の責により遂行され、市は契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業者と市との責任分担

- ア ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行う。
- イ 予想されるリスクと責任分担については、別表 2 のとおりとする。
- ウ 優先交渉権者が詳細協議後に、契約締結が困難になった場合及び契約締結後に本業務の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。
 - (ア) 企画提案書と内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約ができない場合は、市は次点交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉権者は市に

対してそれまでに要した費用を請求できない。

(イ) 契約締結後、市の責により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した費用を上限に、市と協議のうえ、合意した金額を請求できるものとする。

別表 1 横断地下道等照明灯内訳

照明灯の種類	区分	ランプ W 数	LED 化対象灯数	備考（すべて WP）
横断地下道等照明灯 （1837 灯）	歩道照明	FL10W	32 灯	誘導灯 C 級
		FPL18W	8 灯	ベースライト
		FL20W	216 灯	ベースライト
		FHF32W	11 灯	ベースライト
		FL40W	710 灯	ベースライト
		FHF32W×2	62 灯	ベースライト
		FL40W×2	30 灯	ベースライト
		FL110W	43 灯	ベースライト
		HF100W	150 灯	ダウンライト
		HF250W	17 灯	ダウンライト
		MT110W	11 灯	ダウンライト
		FL20W	118 灯	手すり照明
	車道照明	NX35W	116 灯	トンネル照明
		NX55W	136 灯	トンネル照明
		NH110W	25 灯	トンネル照明
		NH220W	40 灯	トンネル照明
		NH270W	16 灯	トンネル照明
		NH70W	22 灯	防犯灯
		HF40W	60 灯	防犯灯
		HF400W	14 灯	街路灯

別表2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
事業全般	実施要領の誤り	実施要領、業務仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による第三者への損害賠償義務		○
	効果保証の未達	削減保証額を達成できない場合		○
	安全性の確保	工事における安全性の確保		○
	環境の保全	工事における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	事業の中止・延期	事業者の帰責事由による中止・延期		○
		周辺住民等の反対による中止・延期	協議	
		市の指示	○	
計画・設計段階	保険	ESCO 事業中に必要な保険		○
	不可抗力	天災などによる事業の変更・中止・延期	協議	
	物価変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響あるもののみを対象）	協議	
	設計変更	市の提示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関する事		○
支払関連	物価変動	急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響のあるもののみ）	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の提示条件・指示の不備によるもの	○	

		事業者の指示・判断に不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		事業者の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
	工事費の増大	市の指示、承諾による増大	○	
		事業者の指示・判断の不備による増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○
	一般的改善	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
	支払遅延・不能	市の帰責事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払を留保するもの		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
計測・効果検証	ESCO 設備の不良	ESCO 設備が所定の性能に達しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の変更	協議	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○